

改正労働契約法学習会を開催しました

8月28日、北海道自治労会館4階ホールで「改正労働契約法学習会」が開催され、産別・単組・地域、地場中小の組合から、約60名が出席しました。

学習会のサブタイトルは「改正労働契約法の「5年ルール」への対応」です。労働契約法は、有期雇用労働者の無期労働契約への転換と「雇い止め法理」の法定化、不合理な労働条件の禁止を盛り込んで改正され、2013年4月1日から施行されました。



特に、「5年ルール」などと呼ばれ、有期雇用契約が更新されて通算5年を超えた場合に、無期雇用契約に転換する制度が導入されて注目を集めています。

無期労働契約への転換は、2018年4月1日以降になります。3年契約では2016年4月1日以降から「労働者からの申し込み」が出来ます。

このようなことから、改正労働契約法そのものを学ぶとともに、有期雇用の法的保護を知ること、さらに春季生活闘争や団体交渉などにより、法を上回る処遇や労働条件を勝ち取った労働組合から、その先駆的な取り組み事例の報告を受けました。

学習会は、「NPO職場の権利教育ネットワーク」の理事も務める、浅野高宏 北海学園大学法学部准教授・弁護士の基調講演で始まりました。

基礎編として、解雇や辞職、雇い止めと更新状況による解雇ルール…と、無期・有期の雇用の終了について学び、そして、本題の「労働契約法の無期転換申込制度」について学びました。

応用編では、この労働契約法を巡る問題として、「無期転換申込権を行使しないことを更新の条件とすることは許されるのか」「5年を区切りに雇止めすることは許されるのか」「空白期間・いわゆるクーリング期間」…等々、具体的にポイントを絞ってわかり易く学ぶことができました。

学習会の後半は、連合中央の駒井アドバイザーがコーディネーター役で、北海道労働金庫労働組合の大越貴之書記長と、十勝地域ユニオン慧誠会労働組合の大木貴彦書記長が登壇して行われました。

労働契約法を先取り、または上回り、同じ職場で働く有期労働者の待遇と労働条件の改善を勝ち取った先進的事例の取り組みが報告されました。



道内の雇用者の内、非正規労働者が占める割合は約4割、その多くは期間の定めのある有期雇用労働者です。連合北海道の労働相談ダイヤルにはパートや契約、アルバイトなど、多くの非正規労働者から、違法・不合理な雇い止めなど、様々な労働相談が多数寄せられています。

パートや契約、アルバイトなど非正規労働者を取り巻く様々な問題の解決の第一は、労働組合への参加・結集、組織化です。

10月末には、「非正規労働者問題の解決学習会(近隣国の非正規労働者の組織化と処遇改善運動に学ぶ)」を開催します。今後も働く仲間全体の取り組みを進めていきます。